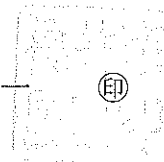


参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 7月28日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

深坂集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年7月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

5 経営体数

法人	0 経営体
個人	5 経営体
認定農業者	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落営農組織のあり方を検討していく。
- ・農地・水保全管理支払交付金を活用し、集落周辺に防護柵を連携して設置し、獣害を減少していく。
- ・農地・水保全管理支払交付金を活用し、シバザクラ等の地衣植物を植栽し、

(別紙)

溝畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。

- ・ 集落内の担い手への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・ 農業者が生きがいを持って営農していくため、野菜等の直売所へ出荷していく。
- ・ エコファーマーを取得し、高付加価値化に取り組む。
- ・ 米粉を使った加工品の生産、製造、販売を行っていく。